

## 各自治会・町内会長 様

## 刑法犯認知件数（3月末 暫定値）147件（去年同期比-65件）

1 主な犯罪	○空き巣	1件(-4件)
	○自転車盗	28件(-5件)
	○車上ねらい	1件(-17件)
	○部品ねらい	9件(-4件)
	○オートバイ盗	4件(-3件)

特殊詐欺 16件（3月末 暫定値）被害総額 23,524,000円  
（内訳）

オレオレ詐欺	11件	被害金額	18,800,000円
預貯金詐欺	1件	被害金額	1,000,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	0件	被害金額	0円
還付金詐欺	0件	被害金額	0円
キャッシュカード詐欺盗	4件	被害金額	3,724,000円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和4年3月末 現在）

## ※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ケ谷上町		真金町	
井土ケ谷中町	2	清水ケ丘	1
井土ケ谷下町	1	西中町	
浦舟町		前里町	
永楽町		大岡	1
永田みなみ台	3	大橋町	1
永田山王台		中村町	
永田台		中島町	
永田東		中里	
永田南	1	通町	
永田北	2	唐沢	
榎町		東蒔田町	
花之木町		南吉田町	
吉野町		南太田	
宮元町		伏見町	
共進町		二葉町	
庚台		日枝町	
弘明寺		白金町	
高根町		白妙町	
高砂町		八幡町	
三春台		平楽	
山王町		別所	
山谷		別所中里台	
蒔田町	1	睦町	1
若宮町		堀ノ内町	
宿町		万世町	
新川町		六ツ川	2
その他		合計	16

急増中



今お金が必要なんだ...



## 南区内で特殊詐欺が急増しています！！

3月中に計上された、南区内で発生した特殊詐欺は8件です。  
オレオレ詐欺が全体の6割以上を占めていることから、被害に遭わないために、  
迷惑電話防止機能付電話の購入をお勧めします。

担当：南防犯協会事務局  
（南警察署内：生活安全課）  
電話045-742-0110



# 南区交通事故統計《4月》

令和4年3月末現在



## 発生件数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	4839	5202	-363
横浜市内	1748	1905	-157
南区内	83	95	-12

## 死者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	28	29	-1
横浜市内	7	4	3
南区内	0	0	0

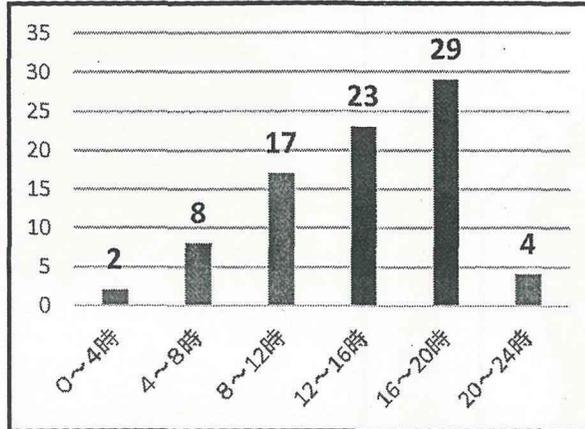
## 負傷者数

	令和4年	令和3年	増減数
神奈川県内	5501	5954	-453
横浜市内	1933	2163	-230
南区内	94	111	-17

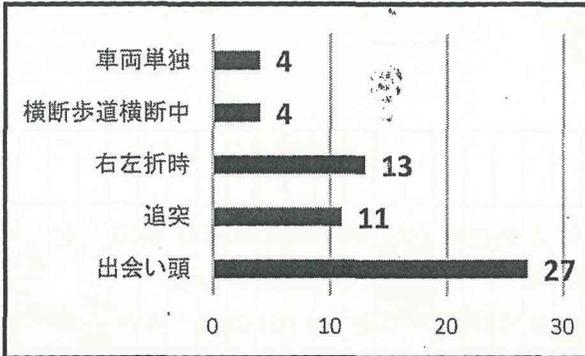
## 関係事故

	令和4年	構成率	増減数
高齢者	35	42.2%	2
子供	4	4.8%	-3
二輪車	29	34.9%	-6
自転車	21	25.3%	-6

## 時間帯別発生状況



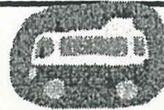
## 事故類型別発生状況



## 町名別発生状況

町名	令和4年	令和3年	増減数	町名	令和4年	令和3年	増減数
万世町	0	3	-3	平楽	1	1	0
三春台	0	0	0	庚台	0	0	0
中島町	3	1	+2	弘明寺	0	0	0
中村町	1	6	-5	弘明寺町	1	0	+1
中里	6	6	0	新川町	1	1	0
中里町	0	0	0	日枝町	0	1	-1
二葉町	0	1	-1	東蒔田町	1	0	+1
井土ヶ谷上町	2	2	0	榎町	0	1	-1
井土ヶ谷下町	1	3	-2	永楽町	0	1	-1
井土ヶ谷中町	3	3	0	永田みなみ台	0	0	0
伏見町	0	0	0	永田北	4	1	+3
八幡町	0	0	0	永田南	1	2	-1
六ツ川	11	8	+3	永田台	0	0	0
共進町	1	4	-3	永田山王台	0	0	0
別所	8	4	+4	永田東	1	4	-3
別所中里台	1	0	+1	浦舟町	2	2	0
前里町	3	1	+2	清水ヶ丘	1	1	0
南吉田町	0	0	0	白妙町	0	1	-1
南太田	3	5	-2	白金町	4	0	+4
吉野町	3	3	0	真金町	1	5	-4
唐沢	0	1	-1	睦町	2	5	-3
堀ノ内町	1	1	0	花之木町	1	1	0
大岡	5	2	+3	若宮町	0	1	-1
大橋町	1	2	-1	蒔田町	0	1	-1
宮元町	3	6	-3	西中町	0	1	-1
宿町	1	0	+1	通町	3	0	+3
山王町	0	0	0	高根町	1	1	0
山谷	0	0	0	高砂町	1	2	-1

## 南警察署からのお知らせ



令和4年4月6日（水）から15日（金）までの間、春の全国交通安全運動が実施されます。

みんなで守ろう交通ルール。

交通ルールをみんなで守って、事故のない社会へ！！

～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

# 令和4年火災・救急概況

南消防署  
1月1日～3月31日

## 1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数	11	14	△3	
火災種別	建物	8	11	△3
	林野	0	0	0
	車両	0	0	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	3	3	0
焼損床面積 (㎡)	36	78	△42	
死者 (人)	0	1	△1	
負傷者 (人)	1	0	1	
主な火災原因	放火(疑い含む)	4	4	0
	たばこ	2	4	△2
	配線器具	1	0	1
	電気機器	1	0	1
	0	0	0	
救急出場件数	3,615	3,013	602	
救急種別	急病	2,609	2,113	496
	一般負傷	635	569	66
	交通事故	118	108	10
	その他	253	223	30

## 2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別	令和4年	令和3年	増△減	
火災件数 (件)	181	231	△50	
焼損床面積 (㎡)	1,830	5,483	△3,653	
死者数 (人)	7 (1)	11 (0)	△4	
負傷者数 (人)	30	41	△11	
救急出場件数 (件)	57,588	46,607	10,981	
救急種別	急病	40,644	31,692	8,952
	一般負傷	10,528	8,707	1,821
	交通事故	2,012	2,067	△55
	その他	4,404	4,141	263

\* 死者数欄( )内の数値は、放火自殺者の内数

## 3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和4年	令和3年	増△減	令和4年	令和3年	増△減
行政区別件数	鶴見	18	13	5	4,288	3,422	866
	神奈川	13	11	2	3,499	2,902	597
	西	14	10	4	2,189	1,719	470
	中	16	27	△11	4,086	3,528	558
	南	11	14	△3	3,615	3,013	602
	港南	12	23	△11	3,514	2,733	781
	保土ヶ谷	7	13	△6	3,237	2,651	586
	旭	13	15	△2	3,827	3,234	593
	磯子	6	10	△4	2,683	2,142	541
	金沢	7	11	△4	3,133	2,640	493
	港北	13	19	△6	4,483	3,671	812
	緑	4	6	△2	2,585	2,091	494
	青葉	8	13	△5	3,550	2,725	825
	都筑	6	10	△4	2,432	1,798	634
	戸塚	14	8	6	4,118	3,415	703
	栄	7	5	2	1,840	1,475	365
	泉	9	12	△3	2,507	1,864	643
	瀬谷	3	11	△8	1,993	1,567	426

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

## 4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災件数	受持消防団
太田東部連合町内会	0	1分団
太田地区町内連合会	3	
寿東部連合町内会	1	2分団
中村地区連合町内会	1	
蒔田連合町内会	3	3分団
お三の宮地区連合町内会	0	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	4分団
北永田地区連合町内会	0	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	0	5分団
大岡地区連合町内会	0	
別所地区連合町内会	1	6分団
南永田・山王台連合町内会	0	
六ツ川地区連合自治会	0	
六ツ川大池地区連合自治会	0	
連合未加入自治会、その他	1	1~6分団
合計	11	

## 5 南消防団受持地域別火災件数

分団名	発生件数 (件)
第1分団	3
第2分団	2
第3分団	5
第4分団	0
第5分団	0
第6分団	1
合計	11

# かわら版（4月号）

発行者：南消防署

## 新たな体制でみなみを守る

日時：令和4年4月1日（金）

内容： 令和3年4月1日に横浜市消防局へ入庁した8人の若手職員が、1年間の初任基礎教育を経て、令和4年4月1日に正式に南消防署に配属されました。

コロナ渦ということで、常に感染防止への留意しながらの教育になり、思うようにいかないこともありました。同期や先輩職員に支えられ、消防訓練センターでの基礎教育及び南消防署での実務教育を通して様々な知識・技術を身につけました。

この4月から新たな若い力として、南消防署及び大岡消防出張所にて勤務をしています。

二係

今後も引き続き訓練を重ね、成長していけるよう頑張ります！

一係

1日も早く仕事を覚え、南消防署に貢献できるよう頑張ります！



4月1日から南消防署に正規配置になった8人の職員

## ～ 3.11 から 11 年 ～ 地震への備えはできていますか？

2022年3月16日（水）の23時36頃、福島県沖を震源とした最大震度6強の地震が発生し、横浜市内でも最大震度4を観測しました。

宮城県や福島県での地震ということもあり、東日本大震災を想起された方も少なくないのではないでしょうか。2011年3月11日の東日本大震災から今年で11年が経過し、震災直後に比べて、災害の記憶が風化し、防災に対する意識の低下が懸念されています。

地震はいつ発生するかわかりません。いざという時に自分や大切な人の命守れるように、災害への備えについて、いま一度考え、できることから始めましょう。

### もしも、大きな地震が発生したら…

#### ★ まずは身の安全を第一に！

慌てて外へ出ると危険です。揺れが収まるまで机の下など安全な場所で待機して下さい。また、散乱したガラスなどでけがをしないよう注意しましょう。



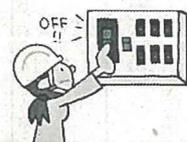
#### ★ 火元の確認

揺れが収まってから、慌てずに火の始末をしましょう。



#### ★ ブレーカーを OFF に！

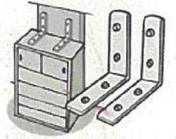
発災直後及び避難時は、通電することで火災が発生するの恐れがあるので、電気器具や配線の安全が確保できるまでブレーカーは下げておきましょう。



→地震の時に自動でブレーカーを OFF にしてくれる『感震ブレーカー』の設置をおすすめします。

申込期間：令和4年5月1日～7月31日（第1次）

# 家具転倒防止器具の 取付けを代行します



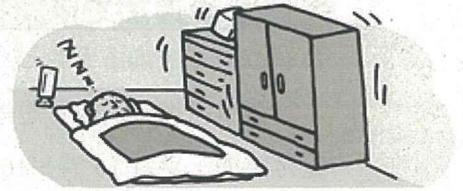
先着300件！  
（横浜市全体）

横浜市及び南区役所では、家具転倒防止対策の取組を支援するため、転倒防止器具の**取付けの無料代行**及び器具の**購入費用の一部を補助**します

## ◆対象

**同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること**

- ①65歳以上
- ②身体障害者手帳の交付を受けている
- ③愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ⑤介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- ⑥中学生以下



※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

## 【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業はNPO法人横浜市まちづくりセンターが実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。（写しの提出は不要です）
- 取付代行できる家具は2つまでとします。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがあります。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

## ◆支援内容

① **家具転倒防止器具の取付代行【無料（家具2つ分まで）】**（横浜市補助事業）

② **家具転倒防止器具の購入代金の補助**（南区役所独自の補助事業）

⇒**購入費用の2/3（補助額上限5,200円）を補助。**

（「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針による重点対策地域及び対策地域」にお住まいの方は、**購入費用の9/10（補助額上限7,200円）**）

※ ②の購入代金の補助については、「NPO法人横浜市まちづくりセンター」（横浜市の委託事業者）から購入し、同事業者が取付代行を行った器具に限ります。

## ◆相談窓口（横浜市・南区が委託している事業者になります）

NPO法人横浜市まちづくりセンター（受付時間：平日10時～16時（12時～13時除く））

電話 045-262-0667 FAX 045-315-4099

南区区連会承認第3号

## ◆ 申込方法

### ① 郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※回覧をご覧の方は、申請書を南区のホームページからダウンロードして使用していただくか、横浜市まちづくりセンターへお電話ください。

※記入漏れがないか必ず確認してください。

※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

### ② 電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策

検索



←二次元コードからも申請できます。

### ※個別や追加で申請書が必要な場合

NPO法人横浜市まちづくりセンター(045-262-0667)へお電話ください。

申請書(往復はがき)を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

受付時間：平日 10時～16時(12時～13時を除く)

## ◆ 取付けまでの流れ ※お申込みから取付けまでお時間がかかる場合があります。

### 申込

- ・①本紙付属の申請書を郵送、または②電子申請にてお申込みください。  
※追加で申請書が必要な場合には、横浜市まちづくりセンターにお電話頂ければ送付いたします。

### 利用可否決定

- ・申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ・利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ・対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

### 訪問日の日程調整

- ・「利用決定通知書」が届いた後、NPO法人横浜市まちづくりセンターの担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

### 調査訪問

- ・訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ・家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ・器具購入のご相談も承ります。

### 取付訪問

- ・決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ・器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。また、購入代金の補助を受けるための申請書を記入し、取付員に提出してください。(後日、区役所より補助金を振り込み。)

南区役所総務課 電話 341-1225 Fax241-1151 (R4年4月発行)

南区区連会承認第3号

# 令和4年度 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

## 目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民絡ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

令和4年5月1日（日）～5月31日（火）の1か月間

## スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

## 重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車の点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等加入義務の周知徹底



### ◆◆令和3年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	件数 (件)	死者数 (人)	負傷者数 (人)
横浜市	7,883	36	8,997	1,741	4	1,639
前年	7,398	48	8,468	1,593	2	1,525
前年比	485	-12	529	148	2	114
構成率				22.1%	11.1%	18.2%
神奈川県	21,660	142	25,062	5,438	17	5,206
前年	20,630	140	23,904	5,039	12	4,844
前年比	1,030	2	1,158	399	5	362
構成率				25.1%	12.0%	20.8%

### ◆◆令和3年中の年齢層別自転車乗用中死傷者数内訳◆◆

15歳以下	16～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
15.5%	8.4%	11.6%	15.5%	15.6%	13.0%	5.1%	15.3%

### 自転車安全利用五則

(平成19年7月10日 内閣府交通対策本部決定)

1. 自転車は車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る  
(二人乗り・並進の禁止、夜間はライト点灯、信号遵守と一時停止・安全確認)
5. 子ども(13歳未満)はヘルメットを着用



### 自転車幼児用座席の年齢制限が緩和!

神奈川県道路交通法施行細則の一部変更(令和3年4月1日施行)

○自転車の幼児用座席に乗車させることができる者の年齢制限が、これまでの「幼児(6歳未満)」から「小学校就学の始期に達するまで(小学校に就学する年の3月31日まで)」に緩和されました。



# 各機関・団体の主な取組



## 共通事項

1. 運動の重点に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、市民の命と健康を守ることを第一に、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
2. 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
3. 自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかけます。
4. 自転車の損害賠償責任保険等加入の周知・啓発を推進します。

## 横浜市・区

1. 各区の交通事故実態に即した交通安全運動を、関係機関・団体と連携を図りながら推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また、自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
2. 各種広報媒体を活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
3. 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

## 警察

1. 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
2. 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
3. 参加体験型の交通安全教育等を積極的に推進します。
4. 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
5. 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

1. キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場などでの自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
2. はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

## 教育関係

1. 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
2. 自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

1. 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
2. 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

1. 子ども（13歳未満）が自転車を運転するときや、子どもを自転車に乗せるときは必ず自転車用ヘルメットを着用させましょう。
2. 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
3. 電動アシスト自転車は、動き出しから短時間で加速するなど幼児同乗中でも思わぬ速度が出てしまうケースがあり、また、車体が重く、バランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課  
電話 045(671)2323

## 自治会町内会館整備について

### 1 令和 5 年度の会館整備予定の申し出について

令和 5 年度に自治会町内会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上）を行う意向がある自治会町内会を対象に、あらかじめ審査を行った上で予算編成を行い、予算確定後、優先度の高い案件から予算の範囲内で補助申請を受け付ける自治会町内会を決定していきたいと考えています。

つきましては、令和 5 年度に会館の新築・購入・増築・耐震補強工事・修繕（補助対象経費 100 万円以上の工事が対象）を予定している自治会町内会については、まず、各区役所へお申し出をいただき、その後、必要書類をご提出いただくこととなります。（自治会町内会が公園内に公園集会所の整備を予定する場合についても、同様にお申し出と必要書類のご提出をお願いします。）

（注）公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、環境創造局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要となります。

また、令和 5 年度事前申出分より制度が一部変更になりましたので、裏面の「制度の主な変更点」を必ずご確認ください。詳細につきましては、各区地域振興課で配付している「自治会町内会館整備費補助の手引き【補助制度説明編】」をご覧ください。

#### （1）今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和 4 年 7 月頃の予定です。  
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。  
（内容を審査した上で、令和 4 年 9 月頃より予算の編成を行っていきます）
- ・令和 5 年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和 5 年 3 月末頃の予定です。

#### （2）自治会町内会への周知

別紙『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』を全自治会町内会に配付します。

(3) 制度の主な変更点（令和5年度事前申し出分より適用）※下線部変更点

これまで、耐震補強工事と修繕を合わせて「改修」としていましたが、種類ごとの補助上限額としました。

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	<u>300万円</u>	<u>耐震診断（※）に基づいて行う工事</u> <u>（※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断</u>
修繕	2分の1	200万円	<u>既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない）</u> ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

<参考>算出方法の考え方

例① 耐震補強工事費 1,000万円 → 補助額 300万円

例② 耐震補強工事費 700万円 → 補助額 300万円  
修繕工事費 400万円 → 補助額 200万円 } 補助額合計 500万円

※耐震補強工事（補助上限額 300万円）と修繕（補助上限額 200万円）の補助を同時に受けることができます。

## 2 令和4年度の自治会町内会館整備費補助事業について

整備予定件数 47件（新築6件、増築・改修3件、修繕38件）

事業予算額 145,610千円（事前申請分：140,610千円、緊急対応分：5,000千円）

※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

担当：横浜市市民局地域活動推進課

電話 671-2317 FAX 664-0734

# 自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内 令和4年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

令和4年度の事前の申出分より、一部変更した補助制度が適用されます。変更内容の詳細は区役所地域振興課にお問合せください。

## ◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

### 1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の**市内事業者**(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（**事業者は建設業の許可が必要です。**※2）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

### 2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 99,000円 かつ 1,200万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	500万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	300万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	200万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び200万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。  
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

### 3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。  
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。  
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。  
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

### 4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき、所定の手続きを行った後、補助金の支払いを行います。

### 5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備  
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

### 6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び改修のもの
  - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
  - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
  - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

## ◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

### 1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、融資額の単位は10万円で、返済期間は10年以内です。

### 2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

### 3 融資対象の除外

次に該当するときは、融資が受けられません。

- (1) 他の金融機関からの借換えを目的とするもの
- (2) すでにこの制度で融資を受けた自治会町内会で、返済残金のある団体

### 4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

### 5 連帯保証人・担保

- (1) 自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

## ◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要ですので、事前にご相談ください。

## ◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意志決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

## ◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課  
045-671-2317

## ◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索 

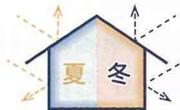
# 住まいのニューノーマル 高断熱な暮らし方

高断熱を  
知ってトクする

きちんと断熱された建物には、

他にもこんなメリットが！

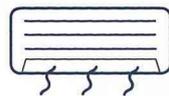
みんなで快適に。 静かな空間に。



夏は涼しく  
冬は暖かい



健康増進に  
効果あり



エアコンの  
効きが良い



窓の結露が  
少なくなる

高断熱で、毎日がもっと快適に。

横浜市令和4年度支援事業

集会所

エコリノベーション

最大40万円  
の補助

自治会や管理組合  
所有の集会所  
を対象

どうして良い断熱は  
快適なの？

詳しくはQRコードから



エコリノベーション  
について、詳しくは  
裏面かQRコードから



企画・事業主体  
横浜市 建築局 住宅政策課

# 冬は暖かく、夏は涼しい集会所に変えてみませんか？

## 集会所エコリノベーションの概要

対象建物	自治会町内会館および共同住宅の集会所
対象工事	①新築時の開口部（窓・ドア）への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の開口部の断熱改修や床・外壁・屋根の断熱改修 等
補助要件 及び 補助金額	①新築の集会所の居室1室以上の全窓への断熱性能の高い製品の導入 ②既存の集会所の居室1室以上の全窓の断熱改修工事 工事毎の補助単価の合計額 かつ <b>上限金額 40万円</b> ※下記の普及啓発活動に御協力いただきます。 ・サーモカメラ等により、改修前及び改修後の室内表面温度の撮影への協力 ・横浜市が行う省エネ普及促進事業の普及啓発の会場及び事例として無償提供等

### 工事毎の補助単価（例）



#### 必須工事

新築の高断熱窓の導入  
既存の窓の断熱改修  
(外窓交換・内窓設置等)  
**最大 5万円 / 箇所**



床・外壁・屋根の断熱改修  
※改修の場合のみ対象  
**最大 1,000円 / m<sup>2</sup>**

※補助金申請の詳細はホームページでご確認ください。

## 利用手続きの流れ

### 交付申請書の提出

工事内容が補助要件に該当しているかご確認のうえ申請ください。申請書類はホームページをご参照ください。



事前に横浜市住宅供給公社にご相談ください。補助要件を満たしているか、申請書類に不備がないか確認します。

### 交付決定通知・工事契約及び工事着手

申請書類を受理してから4週間程度審査に時間を頂き、交付決定通知が発行されます。



工事着手は、交付決定通知の後に行う必要があります。  
なお、既に工事契約済の場合は手戻りを防止するために、交付決定通知の後に変更契約を行っていただきます。

### 工事を実施

### 工事完了報告

工事完了後に速やかに工事完了報告書をご提出ください。



令和5年2月24日までに、報告を行う必要があります。

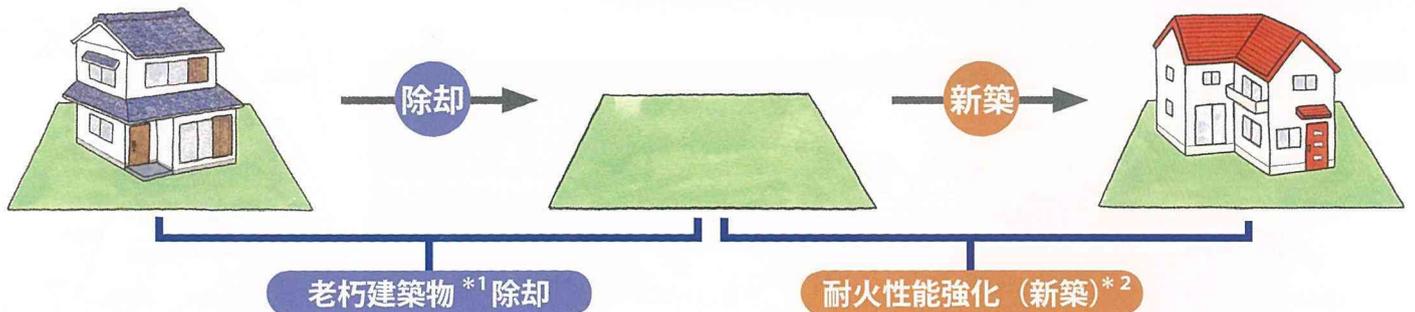


# 建築物不燃化推進事業補助

## 補助対象地区において、 合計最大**300万円**まで補助します。

### 補助の内容

老朽建築物の除却費や建築物の「耐火性能強化」の工事費に対し、合計最大300万円を補助します。



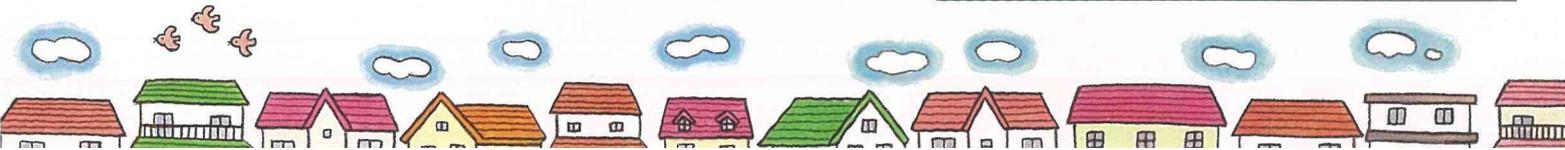
- \*1 老朽建築物 ⇒ 昭和56年5月31日以前の建築物又は耐用年数（木造22年・鉄骨造34年・鉄筋コンクリート造47年）を経過した建築物（横浜市木造住宅耐震改修促進事業により耐震改修工事を実施したものを除きます。）
- \*2 耐火性能強化 ⇒ 建築基準法で規定する耐火建築物、準耐火建築物などの耐火性能の高い建築物を建築する工事（新築工事に限る。改修工事は対象外となります。）

### 補助の対象

補助種別		老朽建築物除却	耐火性能強化（新築）*3
補助率	重点対策地域（不燃化推進地域）	4分の3	4分の3
	上記以外の補助対象地区	3分の2	3分の2
補助上限額		150万円*4	150万円*4
合計 最大300万円			
主な補助要件		① 市内事業者への発注 ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと	① 市内事業者への発注 （重点対策地域（不燃化推進地域）は除く） ② 個人、自治会町内会、中小企業者*5の所有 ③ 市税の滞納がないこと

- \*3 建築基準関係規定により耐火性能強化が義務づけられるもの（例：準防火地域における木造3階建の戸建住宅の新築など）や地震火災対策方針に基づく地震火災対策重点路線区域内の建築物の部分を除きます。
- \*4 延べ面積による上限金額があります。
- \*5 宅地建物取引業者が不動産の売買又は交換を目的として除却・新築するものを除きます。

補助対象地区は裏面を参照ください。



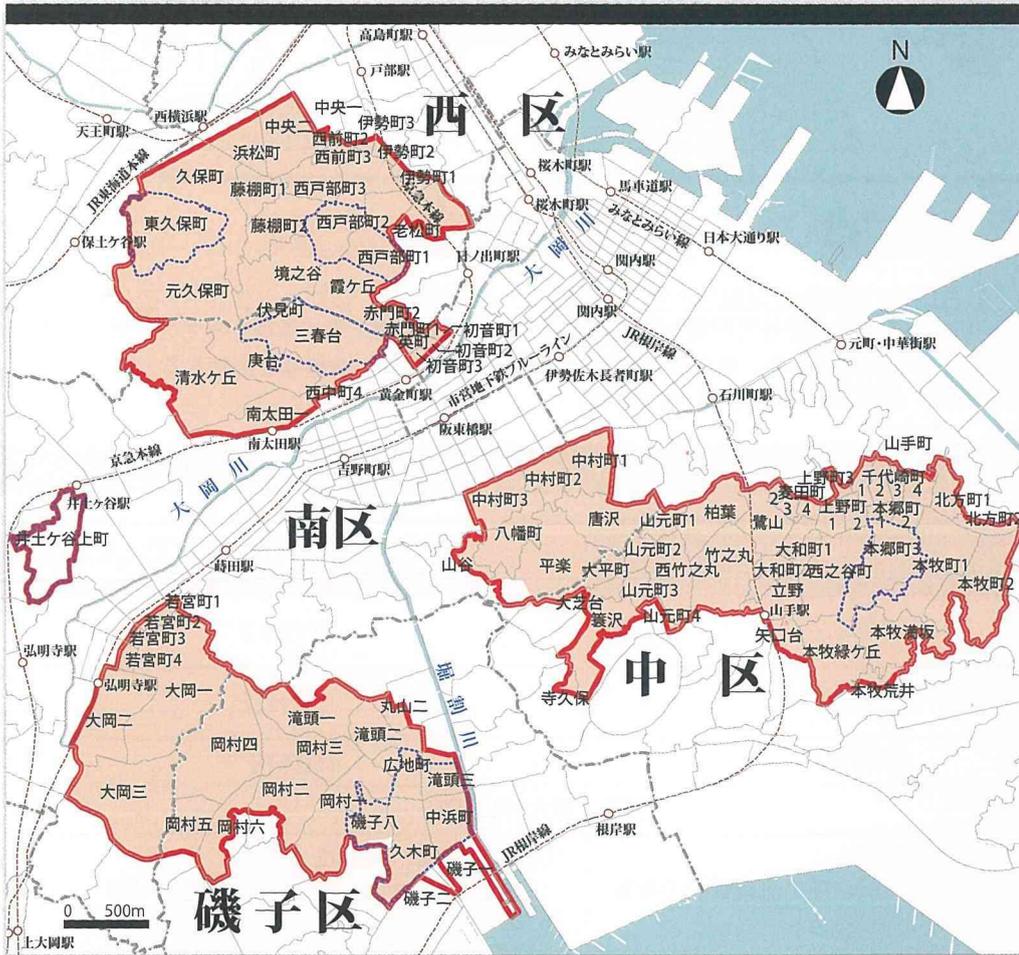
## 補助対象地区

下記の地区は、概ねの位置を示したものです。詳細については、お問い合わせください。



### 凡例

- 補助対象地区
- 重点対策地域（不燃化推進地域）
- 地域まちづくりプラン認定地域等



発行  
**横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課**  
 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階  
 電話：045-671-3595 F A X：045-663-5225

より詳しい内容は、横浜市のホームページをご覧ください。

横浜市 まちの不燃化

検索

令和2年4月発行



南地振第 1532 号  
令和4年4月20日

自治会町内会長 各位  
地区連合自治会町内会長 各位

南区地域振興課長  
総務課長

令和4年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金及び  
町の防災組織活動費補助金申請説明会の開催について（ご案内）

日頃から、南区政の推進にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、標記説明会を次の通り開催いたしますので、出席を希望される方は、お手数ですが  
参加申込書をご提出いただきますようお願いいたします。

1 開催日時

令和4年5月28日（土） 午前10時から11時まで

2 対象者

補助金申請が初めてで、申請に不安のある方

※会場の都合上、各自治会町内会から1名までの参加でお願いします。

※申請を初めて行う方向けの内容になります。個別のご相談は事前予約のうえ窓口  
にお越しいただくかお電話でお願いします。

3 会場

南区役所7階701会議室 南区浦舟町2-33

※駐車場はございますが、無料時間（60分）を超えた場合は有料となりますので  
公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

※土曜開庁日となります。正面エレベーターで7階701会議室までお越しください。

4 説明会内容

（1）標記補助金の概要（申請・請求の流れ）

（2）申請に必要な様式、書類の確認（申請書類の受付も説明会当日は行いませんので  
ご了承ください。）

5 申し込み

別紙参加申込書をファックスまたは郵送で令和4年5月20日（金）までに地域振興  
課へご提出ください。

※事前申し込みを必ずしていただくようお願いいたします。

担当 地域振興課地域活動係

電話：341-1235 F A X：341-1240

総務課防災担当

電話：341-1225 F A X：241-1151

ファックス番号 341-1240

南区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

令和4年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費  
補助金及び町の防災組織活動費補助金申請説明会  
参加申込書

自治会町内会名 \_\_\_\_\_

参加者氏名	連絡先

**※締切日 令和4年5月20日（金）必着**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会を中止する  
可能性があります。その場合は、ご連絡を差し上げますので、  
連絡先の記入をお願いします。

《郵送の場合の送付先》

〒232-0024 南区浦舟町2-33

南区役所地域振興課 自治会町内会担当

# Kirari

南の風はあったかい

私たちのまちで見つけた  
あったかい活動やキラリ人<sup>びと</sup>  
をご紹介します。◆ わたしのまちのキラリ人<sup>びと</sup>お三の宮地区民生委員児童委員  
協議会 会長

水野 成子さん

参加してくれる  
人の笑顔が励み地域に関わるようになったきっかけを  
教えてください。

私は小学校のPTA役員を引き受けたのをきっかけに、子ども会や婦人部、民生委員などから声が掛かり、地域に関わるようになりました。もともと人と関わることが好きなので、子どもを通じた母親のネットワークや町内会の中で新しい友達が増え、地域とのつながりを持てたことが本当に良かったです。

今は、些細なことでもお互いに助け合えるよう、地域の皆さんはもちろんのこと、行政や区社協、ケアプラザなどに様々な地域情報を発信しています。

地域活動をする上で、水野さんが意識  
しているのはどんなことですか。

地域がうまくつながると、活動が広がっていきます。そのために私は積極的に声を掛けて、地域での活動に協力してくれる仲間を増やしています。

活動を始めるときは、スムーズにいかないこともありますが、そんなときに助けてくれる仲間が多くいるのでとてもありがたいです。おかげで活動を続けることができますし、参加してくれる人が笑顔で楽しそうにしていることが一番の励みになっています。

地域の中で役割を持つことで、私も楽しく活動に参加しています！

## お三の宮健康体操会 (お三の宮地区)

地域の皆さんにいつまでも健康で過ごしてほしい…そのためにまずは担い手が元気でないでは！という思いから、3年前に民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員を対象とした健康づくりの活動がスタート。毎月1回联合会館に集まり、おしゃべりも交えてゆったりとした雰囲気の中で3B体操やチューブ体操を行っています。

家で一人ではなかなかできない体操も、みんなで一緒にすることで、笑顔で楽しく続けることができます。

「お三の宮健康体操会」は、自身の健康増進と、地域の健康づくりのための一端を担っています。



音楽に合わせて楽しく健康づくり



おもいやりカンパニーの活動に携わったきっかけは何ですか？

以前、介護福祉士の仕事をしていた関係で、中村地域ケアプラザで開催された「ちょこっとボランティア養成講座」の講師を務めたことがあったのですが、たまたま受講者として来ていた津ノ井さん(NPO法人おもいやりカンパニー理事長)たちと知り合いになりました。

その時、津ノ井さんたちが、団体を立ち上げて地域のために活動を始めることを知り、私もお手伝いしたいな、と思ったのがきっかけです。そこからずっと一緒に活動をしています。



栗原さんにとって、地域活動の魅力とは何ですか？

地域活動を通じて、色々な世代の人とつながりを持つことです。娘と同世代の方とも活動していますが、家族とは違う刺激をもらえるので楽しいなと感じています。

私は、12年程前に東京から引っ越してきたのですが、活動に参加することで新しい友達も多くでき、地域のことを知ることができました。

地域の中で自分の役割があること、また皆さんから頼りにされるのも嬉しいですね。ボランティア活動とは言え責任を持ってやっていますが、自分のペースで無理なく活動することが楽しく続けるコツだと思っています。



わたしのまちの <sup>びと</sup>キラリ人

NPO 法人おもいやりカンパニー  
活動スタッフ

## 栗原 正子さん



色々な世代の人と  
つながりを持つ

## とも <sup>び</sup>点し火プロジェクト (中村地区)

ソーラーライト等を利用して、地区内の通学路や主要道路を照らし、夜道でも安心して歩けるようにするため、今年4月から活動を始めた「点し火プロジェクト」。中村町2丁目に拠点を持つNPO法人おもいやりカンパニーが進めています。

「点し火」があることで、学校や塾帰りの子どもたちも安心して帰路につくことができるなど、防犯の効果だけではなく、高齢の方にとっては、足元が明るくなることで、転倒などの思わぬケガを防ぐことにもつながります。

地域の安全安心を守り、地域の皆さんの気持ちを明るくしてくれるイルミネーションとして、今後中村地区全体に広がっていく予定です。



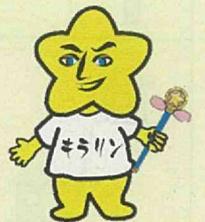
子どもたちも一緒に中村地域ケアプラザで  
ライトの取付けを行いました

＼地域の課題や魅力づくりなどを 地域全体で考え話し合おう！

見本

# 令和4年度 南区地区懇談会

- 日時  
令和4年5月5日（木） 19:00～
- 会場  
〇〇センター  
（南区〇〇町1-2-3）
- 主な議題  
〇〇の現状と今後について



懇談会の様子



会場地図

新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を延期・中止する場合や、会場の参加人数を制限する場合があります。  
開催状況は、区ホームページでもお知らせします。



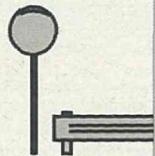
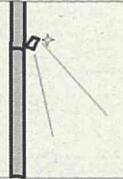
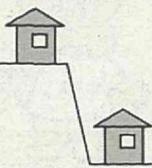
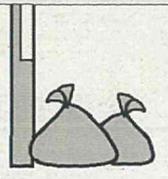
ホームページは  
こちら

主催：〇〇地区連合町内会  
事務局：南区地域振興課 地域力推進担当 ☎341-1239

# 年間を通してご相談を受け付けています！

防犯灯や道路設備の補修など、特定箇所の懸案事項については、  
直接担当部署にご相談ください。

## ◆◆ 主な連絡先 ◆◆

	道路の補修、ガードレール等の 道路設備や公園・下水道に関すること	南土木事務所 TEL: 341-1106
	防犯灯（電柱のLED灯）に 関すること	市民局地域防犯支援課 TEL: 671-3709
	地震・風水害等（がけを含む）の 防災対策に関すること	南区役所総務課防災担当 TEL: 341-1225
	交通安全、防犯・生活安全など	神奈川県南警察署 TEL: 742-0110
	火災予防、消防訓練など	消防局南消防署 TEL: 253-0119
	ごみ収集場所・街の美化など	資源循環局南事務所 TEL: 741-3077 南区役所地域振興課 資源化推進担当 TEL: 341-1236

連絡先がご不明の場合は、横浜市コールセンター(TEL: 664-2525)  
または南区役所地域力推進担当(TEL: 341-1239)にお気軽にお尋ねください。

# 自治会町内会をはじめとした地域のICT活用事例 新しいつながりのおすすめ

暮らし方や働き方が多様化している今だからこそ、地域の住民同士の「つながり」は大切なものとなっています。これまでのつながりを大切にしつつ、新たに「ICT(情報通信技術)」を自治会町内会などの活動に取り入れることで、事務の効率化が進み、活動の幅が広がります。



簡単



慣れてしまえば簡単

どこからでも参加できるオンライン会議



便利



情報共有が便利に

過去の会議資料等の電子化・インターネット保存



安心



もしもの時の安心

災害時にはメールやSNSで迅速な情報伝達



つながる

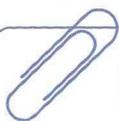


幅広い世代とつながる

地域に届きやすい情報発信で参加しやすいまちづくり

ICT  
とは？

「ICT」とは、情報通信技術そのもの、またはその技術を使ったコミュニケーションのことを指します。スマートフォン(スマホ)やパソコンなどのICT端末を利用した「つながるまちづくり」で、見守り、助け合い、安全・安心など、地域力の向上を図ります。

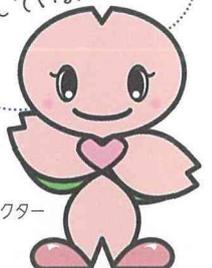


## 南区 | ちょっと/コーディネーター派遣

スマホやSNSの使い方や、オンライン会議のやり方など、南区で活動する団体のICTのお困りごと解決のために、南区ではご相談に応じてコーディネーターを無料で派遣しています。

横浜市南区総務部地域振興課 TEL: 045-341-1239

南区では  
地域活動の  
「新しい活動スタイル」  
を応援しています



南区マスコットキャラクター  
みなつち

# 人のつながりを大切にする地域の活動

## 会議・打ち合わせ

### 集まって実施

高齢化や働き方の多様化で、集まることが難しい方々があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、流行期に集まることはより難しくなりました。

## 資料の保管・閲覧

### 紙など現物による管理・保管

紙による資料保管は、現物があることの安心感がある一方、紛失のリスクや探す手間がかかります。また、団体によっては資料の保管場所が課題になります。

## 会員へのお知らせ

### 電話や回覧板で伝達

電話や回覧板は、お互いの顔や声を確認できる良さがありますが、緊急連絡の時には、不在であったり、大勢に伝えるための時間がかかってしまう場合があります。

私の地域ではこのやり方でつながっているよ

ICTを利用するとどうなるのかしら

# ◆ スマホやパソコンでさらに広がる地域活動 ◆

## ICTを活用した「新しい活動スタイル」

簡単



### オンライン会合

お手持ちのスマホやパソコンで誰でも簡単・気軽に始められます。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ICT導入の第一歩として、自治会町内会等の会合をオンラインに切り替える動きが進んでいます。

- 自宅や外出先など、参加する場所を選べます
- 直接の接触を避けられるので感染症対策になります
- マスクをせずに表情を見ながら会話が出来ます

初めは難しそうに感じただけだけど、もともと持っていたスマートフォンを使って参加できるし、慣れれば、電話とあまり変わらず簡単だね。



便利



### 資料・記録の電子化

会議資料や住民向け広報を、電子データ化してインターネット上に保管すると、会員内で共有することができ、過去の資料などの閲覧・検索がしやすくなります。

- 自宅のパソコンからでも資料を見ることが出来ます
- インターネット上に保管するので、紙を減らせます
- 行事の写真などを保存し、会員が自分で取り出せます

行事や防災の決まり事などのマニュアルがインターネット上に保存されていると、仕事が忙しい私も、スマホから資料が見られて活動に参加しやすくなりますね。



安心

つながる



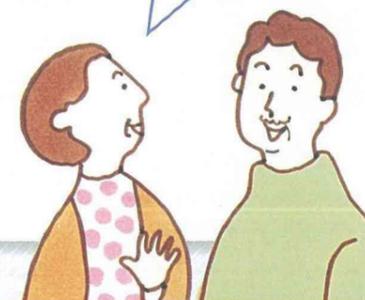
### ホームページやSNS

災害時の連絡は、電話よりSNSの方が多くの人に早く情報を届けられる場合があります。ホームページやSNSなどによる地域情報の発信は幅広い世代に届きやすいです。

- 電子掲示板で住民同士の情報交換ができます
- ポスターより手軽に告知できます
- 「私達のまちの魅力」を動画や写真で広く発信できます

もしもの時の情報が書いてあるから安心ね。今まであいさつだけだった人ともSNSでは会話ができて、前よりご近所さん同士がつながっていると感じるわ。

行事への出欠やアンケートもSNSで出来るんだね。たくさんの人に自治会町内会の活動に興味をもってもらえそうだね。



# わたしたちはICTを活用しています！

南区内で活動される皆様のICT導入事例

## 地区連合の活動にICTを取り入れる取組を進めています

六ツ川地区連合自治会

コロナ禍を受け、区役所や市役所が開催したICT講習会などを受講し、連合の打ち合わせや会議へのZoomでの参加を可能にしました。



オンライン会議は回を重ねることでだいぶ違和感がなくなってきました。こうしたツールを併用することにより、今まで築き上げてきたつながりを維持することができます。

今後自治会町内会の活動は大きく変わっていくと思いますが、この変化により、若い世代の参加促進や、活動の負担の軽減が図られると思っています。「新しい活動スタイル」の導入をさらに進めるための部会を立ち上げることも計画しています。会員の皆さんにとって、より良い自治会町内会となるよう、引き続き考えていきたいです。



最上 直さん  
六ツ川地区連合自治会長



芹田 昌幸さん  
港南郷自治会長

連合役員の方たちは、こどもたちの幸せを願い、地区の行事などについて、真剣に議論しています。この「人の良さ」が好きで、多くの人たちにも知って欲しいと思っています。しかし年齢からくる価値観の違いもあり、若い世代のお父さん、お母さんとはすれ違いが起きているように感じています。ここをつなげられると良いことが起きる気がしていて、Zoomでの連合会議開催は小さな一歩ですが、架け橋的な想いを込めています。

## 活動を止めないために！

南区青少年指導員協議会

コロナ禍でも活動を止めないために、連絡手段にLINEを使ったり、研修会でYouTubeの動画を活用したり、無理のないところからICTの活用を始めています。



集まれなくても活動を続けていくために、太田地区では、地区の青少年指導員でZoom会議の練習を続けています。はじめは、音が出なかったり、うまくつながらない等の失敗もありましたが、教え合いながら、今では資料の画面共有にも挑戦し、以前から連絡用に使用しているLINEに加え、ZOOMが手軽なコミュニケーション手段となるよう、みんなで練習中です。(写真：太田地区のみなさん)

我々の活動は「対面のつながり」が基本ですので、ICTの活用は難しいと思っていました。青少年指導員はそれぞれLINEを使っていましたが、区役所（事務局）とつながっていなかったため、連絡手段としては考えてはいませんでした。しかし、今回事務局との連絡にLINEを導入してみたら、お互いがとても便利になりました。今後も、ICTの良い面を理解して、無理のない活用をしていきたいと考えています。



山崎 直宏さん  
南区青少年指導員協議会会長

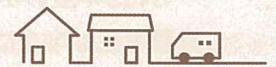


# みなみ青指だより

南区青少年指導員協議会



## 全市一斉統一行動パトロール



7月24日(土)に、青少年を取り巻く社会環境健全化活動の推進に資するため、全市一斉統一行動パトロールを実施しました。青少年の非行・被害防止全国強調月間が7月にあることから毎年7月に市全体で取組んでいます。小中学校の先生方や地域の方々と共に、コロナ感染拡大防止対策を行いながら青少年の集まりやすい場所や地域ごとの環境に応じたポイントを中心にパトロールを行いました。

### 永田中学校区 (永田みなみ台地区)

さる7月17日(土)他地区より一足先に永田みなみ台地区の全市一斉パトロールが行われました。

6月25日(金)に、この日のパトロール開催が決まり、慌ただしいスケジュールにもかかわらず、地域の安全推進の会、自治会の役員方、永田中学校・永田台小学校の先生方、同PTA役員の方々、外部団体の方々など53名に上る皆さんに参加していただきました。

当日はコロナ禍のためソーシャルディスタンス等に気を付け、3つのコースに分かれ区内をパトロールしました。

同地区および周辺にはコンビニ等夜間営業している商業施設はほとんどなく、学校周辺や公園、区内内道路を中心にパトロールを行い、結果として異常や問題はありませんでした。

参加した皆さんから、夜間のパトロールだからこそ日中では気がつかなかった場所、気を付けたい点を知ることが出来たと感想をいただきました。(伊東)



### 南中学校区

南中学校区では7月24日(土)に六ツ川、井土ヶ谷、南永田・山王台、本大岡の4地区合同によるパトロールが行われました。夜8時に南中学校に集合し、先生よりお話を伺った後、各方面へパトロールを開始しました。公園、神社境内や商店街等人の集まりそうな場所を注意しながら行いましたが、オリンピックも開始されたことや新型コロナウイルス対策として、まん延防止等重点措置がとられていることもあり、人通りも少なく、青少年がたむろしている様子も見られませんでした。暑い夜でしたが、無事、パトロールを終えることが出来ました。

(内田)



# 41st VOICE OF YOUTH

## 青少年の主張

2021年に入っても新型コロナウイルス感染症は、拡大の一途をたどり何回かの緊急事態宣言を繰り返し、時短営業・他県への移動・大規模イベント等が中止の中でもワクチン接種が進み、少しずつ日常生活に向って進んでいる状況の中、今回も無事に子どもたちの作文の募集と選考を行う運びとなりました。

令和3年度のボイス・オブ・ユースは昨年同様のコロナ禍での開催でしたが、今回は応募作品の全員選考会は中止になり、一次・二次の選考を各地区で行う形式に変更となりました。昨年は表彰や作文の読み上げは感染防止という事で見送られましたが、今年は会場のみなみんながワクチン接種の為に使用する事が出来ず、中止となりました。

来年は通常の状態に戻っているかわかりませんが、子どもたちがマスク無しで作文を元気に読み上げている姿になっている事を願います。



### お三の宮地区選考会

お三の宮地区では9月12日(日)に度重なる緊急事態宣言発令と感染者数の増加傾向により、青指メンバーが集まりにくい中で例年と違う手法でボイスオブユースの一次選考と地区選考を同時に実施することになりました。

このような状況下の中で比較的、文章をゆっくり且つ流れよく選考することが出来たと思います。東京で開催されたオリンピックを題材に貴重な瞬間を映し出した文章で開会式や閉会式、各オリンピック種目、パラリンピック、オリンピックに携わるボランティアの方々等、様々な視点で現在の中学生の感性が表現されていて生徒各々の気持ちが伝わる内容がたくさんありました。

コロナというワードがある中で歓喜や感動、希望や期待が文章から伝わった地区選考会になりました。(岡田)



### 第41回 ボイス・オブ・ユース審査経過報告

- ◆募集期間 令和3年8月2日～9月3日
- ◆テーマ ①オリンピック・パラリンピック  
②長引くコロナ禍で思うこと  
③自由課題
- ◆作文応募数 1,627編

### 第41回 ボイス・オブ・ユース応募・入選作文総括表

	応募数	入選数
小学生	595 編	25 編
中学生・高校生・一般	1,032 編	35 編
合計	1,627 編	60 編

### ●全市統一行動キャンペーン活動

例年ボイス表彰式と同日に行っている、全市統一行動キャンペーン活動については、チラシ等の配布は行わず、各地区でのチラシの掲示をしていただくこととなりました。

### 大岡地区選考会

大岡地区では9月11日(土)に青指7名中6名が別所地域ケアプラザ会議室に集まり、選考を行いました。今年は新型コロナウイルスの影響で全員選考会がなかったこともあり、これまでも増して青指一人ひとりが作品と丁寧に向き合い選考しました。私たちが担当したのはオリンピック・パラリンピックをテーマとした中学1年生の作品61編で、題材・主張・表現の選考基準をもとに評価をつけました。

どの作品も中学生らしい視点でオリンピックの感動や自らの考えを伝える力作でしたが、中には着眼点や知識、文の構成力などが抜群で選考を担当した3人だけでなく参加した青指全員が思わずうなってしまう大人顔負けの素晴らしい作品もありました。

最後になりますが、ボイス・オブ・ユースの選考会で作品を読ませてもらうことは、現代の子どもたちの感性や考えに触れることが出来る貴重な機会だと改めて感じた一日でした。(濱)



# コロナになんか負けないぞ！

コロナ禍でも各地区で工夫をして様々なイベントを実施しています。

## 六ツ川地区

「地域環境と子どもたちを考えるつどい」

7月3日(土)午後1時より、例年六ツ川地区青少年指導員協議会が主催で行う「地域環境と子どもたちを考えるつどい」が開催されました。このつどいは、地域の青少年の環境を考えるため、続けている事業で、今年で31回目になります。

昨年は、新型コロナウイルスの影響で中止となりましたが、今年は感染症対策を十分にしたうえで、後半の意見交換会を無くし実施されました。

今年のテーマは、近年問題となっている「性差別、ジェンダーについて」をNPO法人SHIP代表の星野慎二様より講演をいただきました。

内容は、多様性を認め、自分らしく生きられる社会づくりとして、性的マイノリティーに対する対応や、社会意識、環境などについて詳しくお話いただきました。お話を聞いて、私たちにまだまだ分からないことがたくさんあり、今後は、どのように対応していくかを考えさせられました。(大川)



## 南永田山王台地区

「南永田の歴史と坂道ウォーキング」

南永田山王台連合町内会の長年の取り組みにより、27の道や坂道に愛称がつけました。それぞれの場所に愛称を書いたプレートと小学生が書いたイラストを設置したこともあり、11月20日(土)に地区内を歩きながら永田の歴史を学ぶ永田地域ケアプラザの主催事業「南永田の歴史と坂道ウォーキング」に保健活動推進員と一緒にコース案内役として参画しました。

地区内外の住民約30人が参加し、2グループに分かれ、坂道の多い地区内をゆっくりと歩きながら、見通しの良いところでは景色を楽しみ、また「登り窯」や「西光院・白幡神社」等の歴史建造物のある場所では、ガイドの説明を聞き「南永田の歴史」の知識も深めることができました。

道の愛称をつけたことで、自分が住む地域に新たな魅力を発見し、愛着を持って暮らせる住民が増え、地区内をウォーキングするきっかけにもなり、健康増進にも役立つ素敵な企画となりました。(山田)



## 永田みなみ台地区

「永田星空観察会」

全国で月食が見られた11月19日(金)に永田地域ケアプラザ、北永田・南永田山王台・永田みなみ台各地区の青少年指導員、永田台小学校学校応援隊「おやじ&フェス部」と同学校・地域コーディネーターが協力して「永田星空観察会」が同ケアプラザにて開催されました。

コロナウイルス感染予防のために天体望遠鏡にスマートフォンを接続して非接触で画面を観る観察方法にするとともに、テーマごとに分かれて交代しながらおこないました。

当日は40名の児童、保護者に参加いただき、月、金星、木星、土星を観測、ミニ天体講座を開いたり、上空を国際宇宙ステーションが通過する幸運に恵まれたりと時間が経つのも忘れるほど盛り上がりました。参加いただいた児童、保護者より「月のクレーターが大ききみえた」「土星に輪が本当にあった」「月食が神秘的でした」「地元で星空観察ができて親子で楽しめました」など感想をいただき、たいへん好評でした。(伊東)



## 別所地区

「ブルーベリーがり」

昨年のみかんがりに引き続いて企画した「ブルーベリーがり」、行き先は愛川町にある「愛農園 ミマセブルーベリーファーム」です。

29人乗りのマイクロバスに約1/3の10人乗車、車での移動時間は1時間程度、常時換気、マスク着用、乗車の前後に体温を測定、適宜手指の消毒などの感染防止対策を徹底し、お弁当は感染リスクが高いので午前中だけの企画です。

7月31日(土)8時30分にマイクロバスに乗車、車内では地名クイズなどに興じながら10時前にはブルーベリー園に到着。約3000坪の広い園内には何種類ものブルーベリーがあり「こっこのほうが甘いよ」「この木の実は香りがいいなあ」など、おなか一杯食べながら、気に入った果実を大きなカップにたっぷり収穫しました。

ブルーベリーのあとはサプライズのグレープフルーツ収穫体験をさせていただき、子どもも大人も大喜びでした。(黒住)



## 北永田地区

「北永田ふるさとふれあいまつり」

10月10日(日)に予定しておりました北永田ふるさとふれあいまつりは、残念ながら中止が決定いたしました。緊急事態宣言下、関係各方面に準備依頼をしておりました。依頼の一つ、展示パネルを永田中学校の美術部の皆さんが制作してくださいました。次回、お祭りの目玉になること間違いのない素晴らしい大作です。

今回はお披露目出来ず大変に残念ですが助郷保存会で次回開催のため大切に保管することとなります。(加藤)



# 小学校児童支援専任教諭 中学校生徒指導専任教諭 等との打合せ会(分散開催)

例年であれば南区内の小学校児童支援専任の先生、中学校生徒指導専任の先生、また担当の校長先生や指導主事などの皆様と青少年指導員が一堂に会して、学校や地域の行事、青少年指導員の事業などについて情報交換を行い互いに面識を深め合う機会ですが、COVID-19の感染収束の見通しが見えない中、昨年度に引き続き今年度も区全体での開催は行わないことになり、8つの中学校区単位で日程や会場を調整し、分散で開催することとなりました。

南が丘中学校区では7月5日(月)の18時～19時に南が丘中学校正門前にある「別所コミュニティハウス」の集会室で開催いたしました。南ヶ丘中学校からは校長先生と生徒指導専任の先生、別所小学校からは児童指導専任の先生をお迎えし、別所地区から4名、六ッ川地区から3名の青少年指導員が参加しました。

自己紹介の後、今年度は桜まつり、南まつり、キャンプが中止であること、ボイス・オブ・ユースは式典の実施は不確定だけれど作文募集と審査、表彰は行う計画など南区全体の事業の説明および協力をお願いしました。

別所、六ッ川両地区とも、盆踊り、ふれあいまつり、健民祭などの行事は中止ですが、青少年指導員が中心となつての別所地区でのブルーベリーがり、みかんがり、六ッ川地区でのウオークラリーなどは感染予防対策に配慮しながら計画をすすめている旨報告がありました。

学校行事についても延期や中止、無観客での開催などの現状の説明がありました。

7月に計画されている全市一斉パトロールについては7月24日(土)に南が丘中正門前に集合し、例年通り実施することが確認されました。

そのほか、最近の中学生はSNSで連絡を取り合つて遊ぶので、大人が予想できないような集団、場所で集まっていることなど有意義な情報交換ができました。

(黒住)



## 編集後記

東京2020オリンピック・パラリンピックも終わり、猛暑日、豪雨災害が多発し新型コロナウイルス感染が収まらない中、この63号の編集作業をしている広報部会で「みなさんの自治会町内会では活動はどうしているの?」とコロナ禍での過ごし方が気になるようで、動くきっかけを模索していました。

そこで本号では「コロナになんか負けないぞ」と題してコロナ禍での地区の活動を紙面に入れました。みなさんの地域での活動の参考になれば幸いです。

数少ない広報部会の作業を補うために、広報部員間で情報の共有を目的に「グループLINE」を立ち上げて、画像を駆使してアイデアを出し合い、紙面作りをしています。

(青木)

## 編集委員

### ■ 広報部会長

六ッ川地区	▶	大川 博
お三の宮地区	▶	岡田 圭司
太田地区	▶	稲垣 恵子
太田東部地区	▶	今井 馨太郎
寿東部地区	▶	築地 徹郎
中村地区	▶	平野 直子
蒔田地区	▶	上妻 慎子
井土ヶ谷地区	▶	門井 由美子
南永田・山王台地区	▶	山田 智久
北永田地区	▶	加藤 春哉
永田みなみ台地区	▶	伊東 由和
六ッ川大池地区	▶	青木 慶一
本大岡地区	▶	内田 正幸
大岡地区	▶	濱 哲夫
別所地区	▶	黒住 直

### ■ 広報部会担当役員

六ッ川大池地区会長	▶	伊東 俊一
-----------	---	-------

## 地域ケアプラザの夜間利用方法の変更について

今後ますます進展する超高齢社会において、地域ケアプラザを中心とした横浜型地域包括ケアシステムの構築と、近年相談件数が大きく増加している地域ケアプラザの日中の相談支援の充実・強化を図るため、地域ケアプラザの夜間利用方法を変更します。

これまで夜間時間帯に勤務していた職員を、この変更により可能な範囲で日中勤務とすることで、高齢者の介護相談・生活相談の充実や、地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、医療・福祉施設の皆様との連携強化など、地域支援の充実を図っていきます。

- ①【令和4年 10 月～】福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)
- ②【令和5年 4 月～】予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ)

### ① 福祉・保健に関する相談時間の変更(全施設)

令和4年9月まで	→	令和4年 10 月から
<b>相談時間</b> 月～土：9～21 時 日・祝：9～17 時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、特別養護老人ホームに転送し対応しています。		<b>相談時間</b> 月～土：9～ <u>18 時</u> 日・祝：9～17 時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  上記以外の時間帯は、ケアプラザにかかる相談電話は、 <u>看護師等が対応するコールセンター</u> に転送し、対応します。

### ② 予約がない場合の夜間閉館の試行実施(対象施設のみ(※))

※ 対象施設は、施設の状況等を勘案して、令和4年8月頃決定します。

試行実施において、利用団体の御意見を丁寧に伺いながら進め、夜間閉館による効果や課題を整理し、今後の効果的な地域支援と施設運営について検討します。

令和5年3月まで	→	令和5年4月から
<b>開館時間</b> 月～土：9～21 時 日・祝：9～17 時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、月～土の夜間の利用予約がない場合、18 時閉館としている場合があります。	対象施設のみ変更	<b>開館時間</b> 月～土：9～ <u>21 時(※)</u> 日・祝：9～17 時 (年未年始及び月1回の施設点検日は休館)  <b>※ 18～21 時に施設予約がない場合には 18 時に閉館(予約のある日は 21 時まで開館)</b> (18～21 時の予約×切は、職員勤務体制を整えるため、利用希望日の前月上旬頃の予定です。詳細は、別途、利用団体等に説明していきます。)

書類  
番号

15

区連会 4 月 定例会 資料  
令和 4 年 4 月 20 日  
南区 福祉 保健 課

自治会町内会長 各位

南区民生委員児童委員協議会  
会長 栗田 一伸

「民児協だより みなみ」第 24 号の回覧について

時下、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

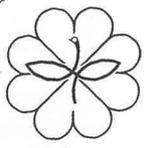
また、日ごろから民生委員・児童委員活動に御支援・御協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、当協議会では毎年「民児協だより みなみ」を発行しており、このたび第 24 号が出来上がりましたので、自治会・町内会長の皆様にお届けいたします

つきましては、御多用のところ恐縮ですが、地域の皆様に私ども民生委員・児童委員の活動を知っていただきたく、自治会・町内会での回覧につきまして御協力をお願いいたします。

(問い合わせ先)

南区民生委員児童委員協議会事務局  
(南区福祉保健課運営企画係内)  
担当：佐々木、吉澤  
TE：341-1182



明るく 楽しく 前向きに

民児協だより

みなみ

第24号



横浜市民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」

発行日：2022年2月

発行：南区民生委員児童委員協議会(南区福祉保健課内)

所在地：南区浦舟町2-33 Tel.045-341-1182

## 南区民生委員児童委員協議会 会長挨拶

### ～令和4年 一斉改選に向けて～

平素より民生委員・児童委員活動にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。地域福祉の推進が、皆様方の日々の活動により支えられていることに深く感謝いたします。

一昨年からのコロナ禍により地域の様々な活動や人々の生活が大きな影響を受けました。今後も「新たな日常」での民生委員・児童委員の活動が求められるところですが、私たちが紡いできた身近な地域での「つながり」や「支えあい」、「助け合い」の活動は、今後もますます大切になってくると思います。

さて、本年12月には3年に1度の民生委員・児童委員の一斉改選が予定されています。委嘱に当たっては、地域にお住まいの皆さまの中から候補者をお選びいただき、自治会町内会等により推薦をいただく必要があります。自治会町内会の皆様には、御協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

今後もこれまでの活動や課題を振り返り、地域への思いや「縁」を大切にしながら住民に寄り添った活動を続けていきたいと考えています。

皆様方の御協力をよろしくお願いたします。



会長 栗田 一伸

## 令和4年12月1日に“一斉改選”が行われます。

現在、南区では266名(定数282名・欠員16名)の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。

令和4年12月1日付けの一斉改選については、各自治会町内会長等(主任児童委員は連合自治会町内会長)に候補者の御推薦をお願いします。

また、民生委員・児童委員、主任児童委員には次のとおり年齢要件があります。

	民生委員・児童委員	主任児童委員
新任	原則68歳まで(昭和28年4月2日以降出生)の方 候補者の選出が困難な場合は74歳まで (昭和22年4月2日以降出生)の方	原則54歳まで(昭和42年4月2日以降出生)の方 候補者の選出が困難な場合は58歳まで (昭和38年4月2日以降出生)の方
再任	74歳まで(昭和22年4月2日以降出生)の方	原則60歳まで(昭和36年4月2日以降出生)の方 候補者の選出が困難な場合は64歳まで (昭和32年4月2日以降出生)の方

民生委員・児童委員の活動について紹介しています。見てね!



## 民生委員・児童委員活動を振り返って

前任者の方が急に辞めてしまい、私の所に町内会長が毎日のように来て、とうとう根負けし民生委員を受けることになりました。

はじめは町内会の名簿を頼りに一人暮らしの高齢者を訪問し、その他の民生委員の仕事は会長に教えていただき少しずつ覚えていきました。

### 焦らず、根気よくゆっくりと関係を築く

ある日、毎日、散歩をしている男性に気がつきました。

言葉も上手く話せず、身体も不自由なようで、話しかけても反応がなかったので、その後も気にかけていたところ、近くのお宅であることがわかりました。表札もなく、庭は荒れ放題でした。なんとかご本人のお名前だけでもと伺ってみました、お話ししてはもらえませんでした。

それから3か月余りかけ、家族の名前、住所、生年月日をお聞きすることができようやくいろいろとお話していただけるようになりました。

地域の「見守り」は民生委員の活動のひとつですが、対象者一人ひとりの状況も違っているため、焦らず根気よく、ゆっくりと信頼関係を築きながら対応する必要があり、難しいなと感じることもあります。

それでも、お互い笑顔でお話ができて、何かと頼りにされて相談を受けることは嬉しくもあります。

こんなに長く活動を続けていけるとは思いませんでしたが、これもひとえに別所地区の民生委員・児童委員の皆様の後ろ盾があってこそだと思います。

感謝、感謝です。

渡邊 佳世子(別所地区)



## 民生委員・児童委員の定年を迎えるにあたって思うこと

### 活動するたびに悩んでいたこと

民生委員・児童委員を引き受けてから長年、活動を続けてきましたが、今年の11月末に定年を迎えることとなりました。

これまでの活動を振り返ってみて、いつも頭を悩ませていたのは、民生委員の活動は相談者に対してどこまで入り込めばいいのかという点です。

相談者によって各々の事情は様々なので、余り深く立ち入って欲しくない方に対しては、あえて表面的な関わり方にして、遠くから見守るようにします。

しかし、もう少し上手に入り込んで、いろいろと悩みをお聞きすることで、より適切な支援ができたのではないかなど、後で後悔することもしばしばあります。

### 次の担い手が見つからない！

これから、後任の方に順調にバトンタッチをしていく必要があります。

どの地区でも後任者の選出には苦勞されていると思いますが、山の上にある三春台、三春台東地区も大変困っています。

この地域には、地域のために役に立ちたい、何かお手伝いしたいと思っている方が必ずいらっしゃると思います。私たちは、なかなか、そのような方たちを探し出すことができなくて、もがいています。

私自身は民生委員・児童委員を退任しますが、いつまでも地域のことを見守って暮らしていきたいと思っています。



藤井 幸(太田地区)

## 引き継がれる子育てサロン「あかいくつ」

蒔田地区子育てサロン「あかいくつ」は、蒔田コミュニティハウスで毎月第1火曜日に開催されています。

地区民生委員児童委員協議会の方々の努力と民生委員を卒業された方達の協力により、ママと未就園児のくつろぎと交流の空間となっています。



子育てサロン「あかいくつ」  
毎月第1火曜日(月1回) 蒔田コミュニティハウス2階

それぞれの月に合わせた行事や絵本の読み聞かせ等を毎回楽しく興味を引くよう工夫しています。歴代の民生委員の紹介で参加するママさんたちも多く、蒔田地区の何代も前の民生委員から引き継がれている事を知り、改めて「あかいくつ」の歴史を感じました。

素敵な事はずっと続けなければと思います。毎回、主任児童委員の考案した素敵なレイアウトが楽しみです。

新型コロナウイルス感染予防対策は運営委員一同、マスク・消毒は勿論、人数制限もしっかり行っているの、参加者は安心してひとときを過ごすことができます。

10月は先生をお招きして「親子ヨガ」を開催しました。2組の親子のみの参加でしたが、お子さんと一緒にストレッチ、その後は紙芝居を行い約1時間、身体と心が少し軽くなったような表情のママさんたちでした。

地域の中で根づいている「あかいくつ」をこれからもずっと次の世代にも引き継いでいきたいと思っています。

お気軽に遊びにいらしてください。

楽しくてホッとする時間を一緒に過ごしましょう。

大石 栄子(蒔田地区)

# 民生委員・児童委員 主任児童委員の活動

## ちょこっと体操 笑いヨガ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予定していた行事の多くが中止となり、室内での行事にも制限がかかるため、運動不足になっている人が楽しく体を動かせる「ちょこっと体操 笑いヨガ」が六ツ川地域ケアプラザの主催により開催されました。

六ツ川地区の民生委員が地域の高齢者の皆様に声掛けをし、当日は感染症対策を講じた上でマスクをしながら行いました。

別所中里台公園や六ツ川中央公園で20名前後の参加がありました。笑いヨガ(ラフターヨガ)は従来のヨガに「笑い」を取り入れた体操です。笑い声を出す事で新しい酸素を体内に取り入れ、心身ともにリラックス効果があると言われています。

マスクをしながらではありますが、笑いヨガの掛け声「ほっほははは、ほっほははは・・・」と言い呼吸を整えながら体操します。



皆さん、照れながらも終始にぎやかな雰囲気です30分間楽しそうにやっていました。

星 喜美子(六ツ川地区)



## これからも緑のおじさんを！

平成17年7月に就任した際に、民生委員は児童委員を兼ねているということで、町内会のお母さんに相談し、近くの小学校の「学童を守る会」に入り、毎朝の通学時の見守りを始めることにしました。

民生委員は2年前に定年を迎え退任しましたが、子どもたちの見守りは続けています。

### 「習慣は健康をつくる」

私が現役時代に聴いた講演会で「習慣は健康をつくる」という言葉に、大変感銘を受けました。

歩いたり、運動することを毎日継続することが健康につながるという内容で今日までこれを座右の銘としてきました。この言葉が私の今の見守り活動につながっていると思います。

これまで民生委員として地域で活動してきたことが、地域の人と人とのつながりや居場所づくりにつながり、私自身の生きがいになっています。

毎朝、学童に「おはよう」の声かけをして、子どもから元気ももらっています。緑の帽子・ジャンパーを着て、体力の続く限り見守りを続けていきたいと思っています。

秋 秀夫(元北永田地区民生委員)



# 南区主任児童委員の活動

南区主任児童委員連絡会では、昨年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定例会の書面開催や、南区の四季折々のお祭り参加などの中止が相次ぎました。今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のお祭り等への参加は全くできませんでしたが、研修等の活動ができました。

## ▶8月～9月 南区地域子育て支援拠点「はぐはぐの樹」訪問研修

清潔で居心地が良く、子育てに関する情報が豊富で利用者の立場に立って作られているすばらしい施設でした。実際に訪問することで地域の子育て中の親子に、より詳しく「はぐはぐの樹」を伝えることができると、大変好評でした。

## ▶11月 「専任先生との交流会」



毎年開催している「専任先生との交流会」では、区内の小中学校の先生、SSW(スクールソーシャルワーカー)と主任児童委員が、コロナ禍での学校や地域の様子について

お互いに情報を交換し、子どもに関する地域の課題等を共有する有意義な時間となりました。

## 「商店街との協働によるオレンジリボン運動」

弘明寺商店街と横浜橋商店街でキャンペーンを行い、商店街の方に児童虐待防止啓発グッズを配付しました。



## ▶12月 「子ども・若者どこでも講座」

昨年度は中止となった公益財団法人よこはまユースの出張講座を開催しました。

「最近の親子関係の現状と課題、その支援について」と題し、前半の講義の後、「主任児童委員として何が

できるか」というテーマでグループワークを行いました。



これからも、様々な内容の活動を企画・実施していきます。

## 主任児童委員を引き受けて

今から十数年前に主任児童委員に任命された時は、何をすればいいのか戸惑っていた自分を思い出します。

まずは、地域の民生委員児童委員協議会がどのような活動をしているのか、お手伝いをしながら覚えていきました。自分なりに地域の事を知っているつもりでしたが、その中身は全くの素人でした。

今は、赤ちゃん訪問、子育てサロン、地区社会福祉協議会の広報誌作り等のお手伝いなどを通じて、楽しんで活動ができています。

コロナ禍の中、毎日の生活に不安やストレスを抱えている方達も多いと思いますが子どもたちがいろいろな意味で傷つく前に大人が手を差し伸べられる地域でありたいと考えながら日々の主任児童委員活動をしています。

(永田みなみ台地区主任児童委員 荒木田 奈保美)

## 編集後記

一昨年からの、新型コロナウイルス感染症の流行はずっと続いており、民生委員・児童委員の年間のプログラムは令和3年もほとんどが中止となりました。

広報編集委員会では、今回の記事について何にスポットライトを当てたら良いのか、頭を悩ませました。それ故か、それに関係なくか、ここに充実した素晴らしい24号が出来あがりました。

編集に際しまして、御協力いただきました皆様には深く感謝申し上げます。

清水 都(寿東部地区)



### 編集委員会 ◎編集委員長 ○副委員長

◎清水 都(寿東部地区)

○畑 雅博(北永田地区)

飯田 幸正(太田地区)

後藤江美子(別所地区)

星 喜美子(六ツ川地区)

大石 栄子(蒔田地区)

## 横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」の御紹介

東京都民生児童委員連合会が作成したキャラクター「ミンジー」をもとに、ご当地版として候補デザインを募り、市内の民生委員・児童委員の投票により決定しました。

民生委員の「民」(みん)と児童委員の「児」(じ)をとって「ミンジー」です。

集団生活を営む中で、皆で協力して子育てをするペンギンをイメージキャラクターとして起用しています。



横浜市版民生委員・児童委員キャラクター「よこはまミンジー」

## 敬老特別乗車証（敬老パス）の I C 化について

- 横浜市では令和 4 年 10 月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「I C カード」に変更します。  
※令和 4 年 10 月から、敬老パスの利用には、I C カードが必要になります。
- 現在有効な敬老パスを所持している方へ、令和 4 年 4 月下旬頃、I C 化に係る案内文を郵送します。

### 1 I C カードの利用イメージ

IC 化後の敬老パス



乗合バス乗車イメージ



バス等に新たに設置する専用読取機に、敬老パス（I C カード）をタッチして利用します。

### 2 I C カード化の目的

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためには I C 化が有効とされました。

これを踏まえ、敬老パスを I C カード化します。

### 3 利用実績の取得

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ICカードの敬老パス利用時には『利用情報※』を本市が取得します。

※『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所（バス停等）の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないよう加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

### 4 IC化に係るご案内について

2月末時点で敬老パスをお持ちの方（約39万人）へ、4月下旬頃から、別紙の案内文をお送りします。

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和4年4月下旬～	案内文の発送、コールセンター設置
5月	広報よこはま5月号（IC化のご案内）
7月	ICカード発送開始
	ICカードのテスト利用期間開始
10月	ICカード化

（敬老パスの利用にはICカードが必要になります。）

### 6 お問い合わせ先

専用のコールセンターを4月下旬から設置します。敬老パスについてご不明な点がございましたら、別紙の案内文に記載のコールセンターまでお問い合わせください。

担当  
健康福祉局高齢健康福祉課  
藤原、小山田  
電話：671-2406

横浜市敬老特別乗車証

# 敬老パス IC カード化についてのお知らせ

(このご案内は、令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へお送りしています。)

横浜市では令和4年10月から、現行の紙製の敬老パスを廃止し、専用のプラスチック製の「ICカード」に変更します。

令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

## ◆ ICカード化によって変わること

現在

紙製のカード



バス乗務員や駅係員に敬老パス(紙製)を提示して利用

ICカード化後



専用のプラスチック製カード

専用読取機<sup>(※)</sup>に敬老パス(ICカード)をタッチして利用



※専用読取機はバス等に新たに設置します

※ICカード化による敬老パスの負担金額の変更はありません。

## ◆ ICカード化の目的について

高齢化の進展により敬老パスの利用者が増加する中で、横浜市では、敬老パスを持続可能な制度とするための検討を行ってきました。

令和元年度に設置された「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方に関する検討専門分科会」の答申において、今後の制度のあり方を検討するためには、利用実績をより正確に把握し、透明性を確保することが求められ、そのためにはIC化が有効とされました。これを踏まえ、敬老パスをICカード化します。

【参考】横浜市ホームページ「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方の検討について」



裏面も必ずご確認ください

## ICカードは令和4年7月から9月にかけて 順次発送します。

令和4年2月末時点で敬老パスをお持ちの方へICカードを発送します。  
令和4年10月から、敬老パスの利用には、ICカードが必要になります。

- ICカードは、『利用情報』の取得※について同意の上、利用してください。  
(同意についてのお手続きは必要ありません。)
- 『利用情報』の取得に同意いただけない場合(ICカードを利用しない場合)は、ICカードはお送りしません。必要なお手続きをご案内しますので、  
下記「横浜市敬老パス問合せダイヤル」に令和4年5月25日までに連絡してください。

### ※『利用情報』の取得について

敬老パス制度等、本市の高齢者等の外出支援施策の検討や、交通事業者への正確な利用実績データの提供に活用することを目的に、ICカードの敬老パス利用時には『利用情報\*』を本市が取得します。

本市が敬老パスの利用情報を取得することについて同意することで、ICカードの敬老パスがご利用になれます。

\*『利用情報』…敬老パスの利用回数や利用した交通機関、利用場所(バス停等)の情報です。取得した利用情報は、個人を識別することができないように加工した上で活用し、他の目的には利用しません。

### スケジュール

7月	8月	9月	10月
● ICカードを順次発送 (ICカードのテスト利用期間)			● ICカード化

- ICカードが届くまでは、紙製のカードを利用してください。
- ICカードが届いたら、ICカードを利用してください。
  - ・専用読取機にICカードをタッチして利用
  - ・専用読取機が未設置の場合は、バス乗務員や駅係員にICカードを提示して利用

紙製のカードは  
使えません

※ 10月1日以降のご本人負担額等のお知らせは別途お送りします。

※令和4年4月25日  
開設予定

横浜市敬老パス問合せダイヤル

電話：045-394-3105

FAX：045-620-7935

受付時間：8時から19時まで(土日・祝日も受け付けています。)

# お元気で21健診

日常生活に関する問診と3つの体力測定を行います！

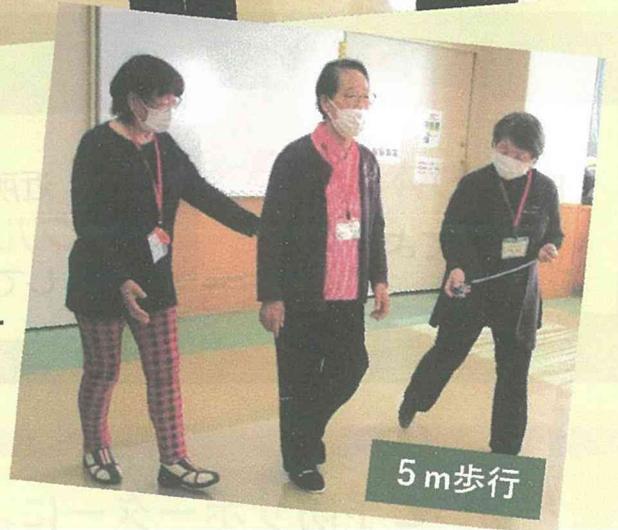
年に1回は受診！ フレイル対策に取り組みましょう！



開眼片足立ち



握力



5m歩行

★南区役所・地域包括支援センター・かいご予防サポーターが実施しています♪

★**フレイル**とは：加齢により筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の中間にあたる状態のこと

対象

おおむね65歳以上の方

申込

会場毎、事前申し込み制  
(受付時間を分散して実施)

内容

問診・体力測定（握力・開眼片足立ち・5m歩行）・結果説明

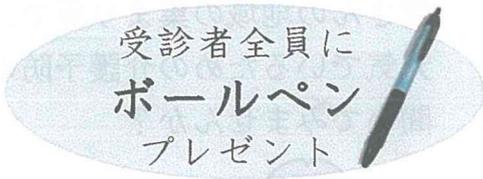
日程・場所

裏面をご覧ください

主催・問合せ

南区役所 高齢・障害支援課

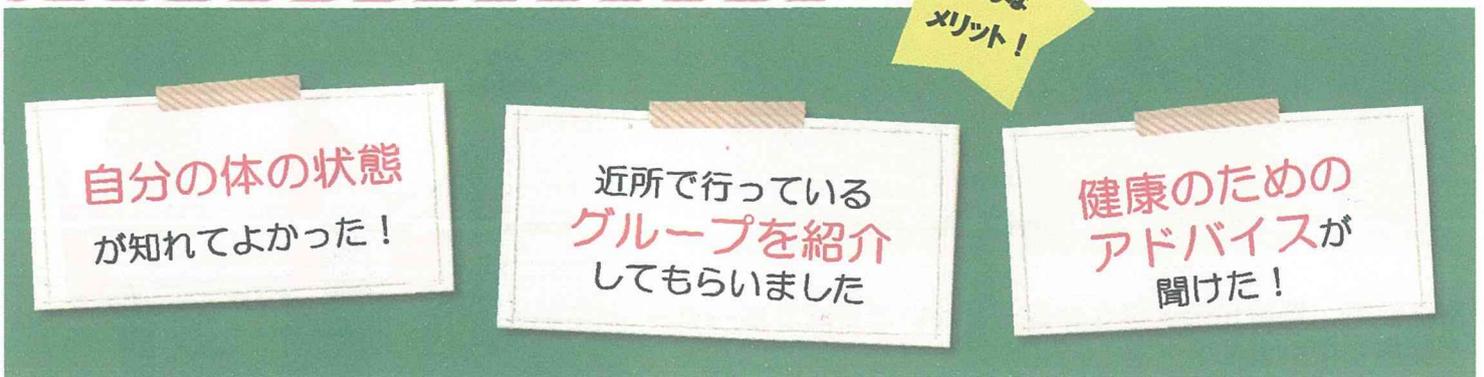
電話 341-1140 FAX 341-1144



# 令和4年度 お元気で21健診日程

	会場 (住所)	日時	受付時間	申込 開始日
1	南センター (南太田2-32-1)	6月7日 火	10時～11時	5/11～
2	六ツ川地域ケアプラザ (六ツ川2-3-211)	7月27日 水	14時～15時	7/11～
3	南区役所 (浦舟町2-33)	8月4日 木	14時～15時	7/11～
4	睦地域ケアプラザ (睦町1-31-1)	9月30日 金	10時～11時	9/12～
5	フォーラム南太田 (南太田1-7-20)	10月11日 火	10時～11時	9/12～
6	永田地域ケアプラザ (永田南2-16-31)	10月31日 月	14時～15時	10/11～
7	別所地域ケアプラザ (別所1-7-23)	11月7日 月	10時～11時	10/11～

## お元気で21健診を受けた方の声



## かいご予防サポーターによる出前講座を実施します!

皆さんの地域の集まり等で、  
元気であるための介護予防の話を  
聞いてみませんか?



南区マスコットキャラクター みなっち

- お口の体操
- 認知症予防 (脳トレ・コグニサイズ)
- 富士山体操
- 低栄養予防
- 出前版 お元気で21健診

### かいご予防サポーターとは?

お元気で21健診の実施や介護予防に関する知識を周りの方へ伝えていく南区独自のボランティアです♪

南保発第35号  
令和4年4月20日

自治会町内会長 各位

南保護司会  
会長 工藤 昌代  
<公印省略>

## 令和4年度 更生保護活動寄付金について（お願い）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より更生保護事業につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く感謝申し上げます。

今年度も引き続き、南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動の一層の充実を図ることを目的として、「社会を明るくする運動」や「青少年の非行防止事業」を実施します。

つきましては、これらの活動推進にあたり、昨年度と同様1世帯あたり20円を目安といたしまして、ご寄付のご協力をお願い申し上げます。

また、お忙しい折誠に恐縮ですが、ご寄付の納入につきましては、8月末日までに手続きしていただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

### 1 寄付金の納入方法について

#### (1) 郵便振替

同封の「払込取扱票」に必要事項を記載のうえ、郵便局にてお振込みください。振込手数料につきましては必要ございません。現金取扱手数料は寄付金から差し引いていただいで差し支えありません。

#### (2) 窓口納入

南区社会福祉協議会事務局まで直接お持ちください。

### 2 自治会町内会ごとの目安額について

別紙「令和4年度更生保護寄付金募集 自治会町内会別目安額」をご参照ください。

### 3 領収書について

郵便振替の場合には、勝手ながら、郵便局の窓口で交付される「払込取扱票」の控えをもって領収書にかえさせていただきます。

### 【参考】令和3年度更生保護活動寄付金実績とその使いみちについて（報告）

ご協力いただきました寄付金は下記のように活用いたしました。ありがとうございました。

募金実績	使いみち	金額(千円)
令和3年度 更生保護活動寄付金 1,480,440 円	○「社会を明るくする運動」事業等に	920
	○南区内の更生保護活動及び犯罪予防活動を行う団体 (保護司会、更生保護女性会等)への助成金に	260
	○地域の対話集会等啓発費に	300

<問合せ先> 事務局 南区社会福祉協議会  
担当：久保田 TEL：260-2510

## 令和4年度更生保護寄付金募集 自治会町内会別目安額

(単位:円)

No	団体名	自治会数	世帯数	目安額
1	お三の宮地区連合町内会	7	4,861	97,220
2	太田地区連合町内会	12	4,574	91,480
3	太田東部連合町内会	9	3,155	63,100
4	寿東部連合町内会	10	6,460	129,200
5	中村地区連合町内会	18	6,256	125,120
6	蒔田地区連合町内会	18	5,381	107,620
7	堀ノ内睦町連合町内会	10	2,596	51,920
8	井土ヶ谷地区連合町内会	7	3,934	78,680
9	南永田・山王台地区連合町内会	10	2,912	58,240
10	北永田地区連合町内会	21	5,863	117,260
11	永田みなみ台連合町内会	4	1,179	23,580
12	六ッ川地区連合町内会	19	4,860	97,200
13	六ッ川大池地区連合町内会	14	4,960	99,200
14	本大岡地区連合町内会	14	6,024	120,480
15	大岡地区連合町内会	14	4,452	89,040
16	別所地区連合町内会	8	3,945	78,900
17	連合未加入団体	10	3,245	64,900
合計		205	74,657	1,493,140

※世帯数は、令和3年度の加入世帯数です

※目安額は、世帯数×20円です



南保発第33号  
令和4年4月20日

自治会町内会 各位

南保護司会  
会長 工藤 昌代  
南区更生保護女性会  
会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ（第54号）」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に定期刊行しております。

このたび第54号を作成いたしました。

ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴町内会にてご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

【問合せ先】

南保護司会・南区更生保護女性会  
事務局 久保田  
TEL：260-2510

# 更生保護 みなみ

発行 南 保 護 司 会  
 南区更生保護女性会  
 代 藤 昌 代  
 工 萩 原 香  
 編集 南区社会福祉協議会内  
 事務局 045-260-2510  
 承認 南区第1号  
 印刷 株式会社 中島印刷所  
 所 045-251-0164(代)



南保護司会及び南区更生保護女性会の皆様方には、コロナ禍という未曾有の困難が長期化し、更生保護の活動にも多くの制約が生じる中であって、感染防止対策を講じつつ、でき得る限りの活動の継続に御尽力いただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

コロナ禍は、人と人とのつながりを保つことを難しくし、社会の中での孤独や孤立、生きづらさといった問題を顕在化させ

ました。そうした問題を抱える人たちをも包み込むことのできる支え合いの社会づくりが、強く求められている状況と感じます。こうした状況下において、これまで地域とのつながりを大切にしながら、様々な困難を抱える対象者の立ち直りを支え、子どもたちの健やかな成長を見守り、“社会を明るくする運動”を

通じ地域のチカラを掘り起こすなど、皆様方の積み重ねてこられた更生保護の幅広い活動が一層意義深く重要になるものと思います。

コロナ禍は、様々な困難をもたらす一方で、多様なコミュニケーションの方法やインターネットを活用した情報発信などの新たな工夫

を生むきっかけにもなりました。これからのコロナ後あるいはコロナと共にある社会にあつて、保護観察所

## 支え合いの社会づくり に向けて

横浜保護観察所長 滝田 裕士



としても、こうした新しい試みや工夫もいかなしながら、皆様方と共に支え合いの社会づくりに向け、更生保護の一層の充実に取り組んでいきたいと考えています。皆様方にはくれぐれも御健康に留意いただきながら、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 第71回「社会を明るくする運動」



「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動である。

南保護司会主催の南区推進大会は、コロナウイルス感染拡大防止のため、本年度も中止することになった。「社会を明るくする運動」の標語の募集を井土ヶ谷小学校、大岡小学校、南中学校の3校に依頼し、応募353作品の中から優秀作品を選定し、各学校を通じて表彰を行った。また、標語は作品集として冊子にまとめ各応募者に配布した。

第72回「社会を明るくする運動」南区推進大会は、令和4年7月3日南公会堂にて開催の予定。



## 「社会を明るくする運動」

### 第10回

### 標語入賞作品

- \*やさしさと 笑顔で包む ぼくの町  
横浜市立井土ヶ谷小学校 松崎 尊さん
- \*笑顔の輪 君から始めて つなごうよ  
横浜市立井土ヶ谷小学校 永田 瞳さん
- \*分かってる それなら辞めよう 悪口を  
横浜市立井土ヶ谷小学校 岡澤 紗希さん
- \*少しだけ 勇気をだして ありがとう  
横浜市立大岡小学校 金子 謙介さん
- \*ありがとう 気持ちをつなぐ 君の声  
横浜市立大岡小学校 土田 悠太さん

- \*悪い事 見て見ぬふりは いけないよ  
横浜市立大岡小学校 高橋 誠人さん
- \*ネット世界 目には見えない 罠がある  
横浜市立南中学校 内田 悠太さん
- \*広めよう 個性を認める 優しさを  
横浜市立南中学校 佐野 愛良さん
- \*その言葉 後悔しないか 考えて  
横浜市立南中学校 木村 愛さん



## 令和3年度 四区合同研修会

12月10日、南区社会福祉協議会施設において、西区、中区、港南区、南区の四区合同研修会が開催された。今回の研修テーマは「コロナ禍に於ける保護司の活動」であった。感染予防のため、往訪、来訪での対面を避けた電話による処遇対応だけでは、対象者の表情や態度を把握することが難しいと感じた参加者が多かった。勉強会や行事等の中止が相次ぎ、会員交流ができず、会の運営困難に直面する状況が続いている。

また、四区とも定年退職による欠員補充に苦慮し、新人確保の道を模索している現状がある。

最後に、川上明日美観察官からここ10数年の事件の推移の話があり、全体の講評を頂いた。

活発な意見交換の中で相互理解も深まり、コロナ禍に於いても研修の必要性を感じ、互いに確認しあった有意義な研修会となった。





# 更生保護女性会だより



## 南区更生保護女性会

会長 青山 かなよ

一向に終息しないコロナ禍の中、各関係機関の皆様はじめ会員の皆様におかれましては如何お過ごしでしょうか。

令和2年度と3年度の更生保護女性会の活動は、新型コロナ感染拡大防止の為、大幅に縮小致しました。皆様との唯一の交流の場として実施していた「新春の集い」や会員交流会、そして会員研修旅行も中止となり、お会いする機会もなく残念に思っています。今年度の総会も紙面総会となる可能性も考えられます。先が見えないコロナの渦中ではございますが、令和4年度の更生保護女性会の活動が一日も早く再開できますことを願っております。

令和4年度もご理解と、ご支援を宜しくお願い致します。

### 令和3年度

### 第71回「社会を明るくする運動」

南区保護司会と共催で毎年7月に開催していた「社会を明るくする運動」も大会は実施できませんでしたが、各学校の先生方のご協力を得て、児童生徒の皆様にご協力を書いていたいただきました。



優秀作品の選考会



### 「愛の募金活動」

ご協力ありがとうございました。

コロナ禍ではありましたが、令和3年度の「愛の募金」活動も無事終了いたしました。

皆様からご協力いただいた募金の一部を更生施設などにお届け及び送金させていただくことができました事をご報告いたします。



### 令和2年度・3年度 更生保護女性会受彰者

おめでとうございます

2年度

3年度

- 横浜市長感謝状  
常森美知子 | 吉田 亜子
- 横浜市会議長感謝状  
土屋富美枝 | 池田恵美子
- 関東地方更生保護女性連盟会長表彰  
森坂 公子
- 神奈川県更生保護女性連盟会長表彰  
益子やす恵 | 島田 紀子  
森本 安子 | 天野やゑ子  
寺本甲子代
- 横浜市更生保護女性連盟会長表彰  
山口 恵子 | 天野やゑ子  
斎木 久子 | 外山 初江  
尾崎ムツ子 | 鈴木久美子  
勝地 節子 | 佐藤 令美  
都築 保子 | 内田ミツイ
- 横浜保護観察所長感謝状  
池田恵美子 | 土屋富美枝  
田邊 静子  
細井 可江



### 令和3年度

### 神奈川県更生保護女性連盟会員研修会



令和4年1月17日(月) 横浜西公会堂にて会員研修会が行われました。

「地域との連携 協働推進地区」の実施報告が4地区(大和・泉・綾瀬・多摩)よりありました。どこの地区もこのコロナ禍の中、地域との連携を密に計りながら、子どもが火を使わずに料理を作れるレシピ本を作成したり子育て支援をしたりして、これからの活動の参考にしたいと思いました。



ダルクのアトラクション

## 着任しました

保護観察官

川上 明日美



南区保護司会の皆様におかれましては、日頃から更生保護活動にご尽力いただいておりますことに心より感謝申し

上げます。本年4月1日より、南区を担当させていただきます。

さて、昨年から引き続き、新型コロナウイルスの影響で、各種研修・会議が中止となっており、「社会を明るくする運動」などの地域の犯罪予防活動も規模が大幅に縮小されています。当然、保護観察対象者の処遇においても、対面での面接が制限されるなど、依然として状況は厳しいままです。私自身も保護司の皆様にはほとんどお会いできておらず、電話だけのやりとりが続いていることを残念に思っております。

南区は事件数も多く、皆様には日々ご苦勞をおかけしているところです。主任官としての経験はまだ浅いので、至らない点は多々あるかと思いますが、今後も精一杯取り組んでまいりますので、皆様からお力添えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

## 令和3年度 保護観察処遇勉強会

1月22日、保護観察勉強会が南区福祉保健活動拠点で開催された。令和2年以降に任用された保護司を対象にした研修で、15名が参加した。保護観察経過報告書、生活環境調整についての勉強、対象者との面接方法について、質問や情報交換が行われた。

感染対策を十分にとって開催された勉強会となったが、先輩保護司の体験談を聞くことができ、今後の活動の参考になる貴重な場となった。顔を合わせて行う勉強会の重要性を改めて認識した。



## 令和2年度・3年度 保護司会受表彰者

おめでとうございます

- 法務大臣表彰  
足立 博子 田邊 泰雄
- 全国保護司連盟理事長表彰  
志関 武二 田邊 泰雄 松尾実貴子  
宮林 雄彦
- 内助功労者  
工藤 二郎
- 関東地方更生保護委員会委員長表彰  
一ノ瀬 滋 伊東 秀明 鳥取 芳夫  
安齋 孝美
- 関東地方保護司連盟会長表彰  
赤見 一雄 一瀬 馨 浦瀬 千恵  
栗林 正彦 長澤 博子  
川口 裕子 永井 正己 吉川 昌代
- 神奈川県知事感謝状  
安田 清弘 萩原香代子
- 神奈川県保護司会連合会長表彰  
伊東 政浩 桑畑 尚子 安田 勇  
坂本 直樹 末廣 芳彦 菅 英晴  
鈴木 秀高 横田 豊明
- 横浜保護観察所長表彰  
川口 裕子 永井 正己 吉川 昌代  
伊東 政浩 桑畑 尚子 安田 勇
- 横浜市長感謝状  
安齋 孝美 一瀬 馨
- 横浜市会議長感謝状  
天野やゑ子 浦 隆夫
- 横浜市保護司会協議会会長表彰  
伊東 政浩 桑畑 尚子 安田 勇  
坂本 直樹 末廣 芳彦 菅 英晴
- 横浜保護観察所長感謝状  
横浜市立石川小学校 横浜市立中村小学校  
横浜市立平楽中学校吹奏楽部  
横浜市立蔦田小学校 横浜市立南太田小学校  
横浜市立蔦田中学校

### ■ 退任保護司

金坂 環 志関 武二 高木 正隆 天野やゑ子

### ■ 新任保護司

鈴木 博文 佐藤貴代子 須加 佳江 丹羽 利之  
小川 博芳 藤元 政光 黒澤 雄太